

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第121号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「署名押印する」を「署名する」に改める。

第37条に次の1号を加える。

(10) 納入義務者が領収書の受領を拒否する等領収書を交付することが困難である場合
第43条の2第1項に次の1号を加える。

(2) 納入義務者が領収書の受領を拒否する等領収書を交付することが困難である場合
第50条第1項各号列記以外の部分中「支出負担行為をする者は、経費の支出が次の各号のいずれかに該当するとき」を「第72条に規定する立替払に係る請求に対する経費その他会計管理者が特に異例と認める経費の支出に係る支出負担行為をしようとする者」に改め、同項各号を削る。

第51条第2項を削る。

第53条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる」を「、会計管理者が認めた場合を除き、請求書その他の別に定める」に改め、同項ただし書及び各号並びに同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「及び前項」を削り、同項を同条第2項とする。

第54条各号列記以外の部分中「記載したうえ、請求印を押さなければ」を「記載しなければ」に改める。

第56条中「支出命令書の発行後当該支出命令」を「支出命令」に、「過誤その他の理由により、これを取り消した」を「当該支出命令の取消しを要する」に改める。

第57条第2号中「学校」の右に「(幼稚園を含む。以下同じ。)」を加え、同条第13号から第20号までを削り、同条第12号を次のように改める。

(12) 口座振替の方法により支払うこと及び指定金融機関に直接現金により支払をさせることが困難である給付金、補助金、助成金、貸付金等の経費

第57条中第9号から第11号までを削り、第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、同条第6号中「雇用、」を削り、同号を同条第9号とし、同条第5号中「契約」の右に「の締結」を加え、同号を同条第8号とし、同条第4号を同条第7号とし、同条第3号

の次に次の3号を加える。

- (4) 京都市心身障害者扶養共済事業条例の規定による弔慰金、脱退一時金及び脱退金
- (5) 京都市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定による災害弔慰金及び災害障害見舞金
- (6) 日本郵便株式会社に対して支払う経費

第66条第2項第2号中「納入通知書」の右に「(これに類するものを含む。第92条、第93条及び第98条において同じ。)」を加え、同項第4号中「振込依頼書」を「総合振込総括表及び総合振込明細書」に改める。

第68条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第3号中「公社、公団等に対して」を削り、「しなければならない」を「しなければ契約の締結が困難又は不利となる」に改め、同条第4号を次のように改める。

- (4) 前各号に掲げるもののほか、特別の理由により概算をもって支払をすることが適当と認められる給付金等

第68条第5号及び第6号を削る。

第77条第1項本文中「債権者（支出調書に係る債権者を除く。）」を「指定金融機関に直接現金により支払をさせようとする場合における債権者」に、「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に改める。

第78条第3項中「振込依頼書」の右に「(多数の債権者に対し、口座振替の方法により同時に支払をする場合にあっては、総合振込総括表及び総合振込明細書)」を加える。

第98条第2項を次のように改める。

2 次に掲げる書類は、支出の証拠書類とする。

- (1) 支出命令書、請求書及び納入通知書
- (2) 返納通知書のうちの領収済通知書
- (3) 振替命令書
- (4) 有価証券還付命令書のうちの還付命令書
- (5) 領収書
- (6) その他支出の事実を証明する書類

第100条を次のように改める。

(証拠書類の表示)

第100条 証拠書類となるべき書類に記載する金額その他の事項は、明確に記載しなけ

ればならない。

第102条を次のように改める。

第102条 削除

別表第2 1第6号を次のように改める。

(6) 行財政局管財契約部資産管理課長

別表第4中「第1号 行財政局資産活用推進室資産管理課長」を「第1号 行財政局管財契約部資産管理課長」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(会計室)